(4)土地利用の方針

川越駅西口周辺地区の土地利用については、前述の「都市整備の目標」の実現のため、用途地域、立地特性、道路ネットワーク等を踏まえた上で、以下の 4 つのエリアを基本的な考え方として、計画的な土地利用誘導を図ります。

なお、土地利用のベースとなる幹線道路網は現在の都市計画道路網を基本とします。

広域業務エリア

広域業務エリアは、(都)川越駅南大塚線沿道及び鉄道と(都)中央通り線に囲まれた川越駅西口駅前直近のエリアであり、西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)、市有地、県川越地方庁舎敷地を含みます。

広域交通網による周辺都市からのアクセスを生かし、広域業務・行政サービス、 それらを支援する商業・サービス施設等の立地集積を誘導し、駅前としてのにぎわいの形成を図ります。また、西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)に加え、市有地及び県川越地方庁舎敷地の利活用、その他広域業務・商業等の諸機能を集積・連携させることにより、県西部地域の中核を担うエリアの形成を図ります。

住商共存エリア

住商共存エリアでは、ゆとりある良好な住宅地の形成とともに、商業地としての充実によるにぎわいの創出を図ります。なお、様々な来街者に対応するため、バリアフリー化やポケットパークの併設等に配慮した歩行者空間の形成によって、各施設の回遊性を確保します。

本川越駅・川越市駅間及び日清紡用地周辺の、線路をまたぐ地域については、鉄道各社との協働による各種事業を推進することで、駅利用者の利便性・安全性・回遊性の向上を図り、住宅地並びに商業地としての魅力創出を目指します。

また、西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)周辺及び国道 16 号沿いの地域については、隣接する広域業務エリア及び沿道商業サービスエリアと連携した商業系施設の集積を図るとともに、安全かつ住宅地としての魅力を形成します。

都市型住宅エリア

既存の住宅系市街地については、補助幹線道路整備を契機とした建替えや低未利 用地の土地利用転換を誘導し、計画的な都市型住宅の立地やオープンスペースの確 保等により、防災性の高い、ゆとりある住環境の形成を図ります。

沿道商業・サービスエリア

国道 16 号沿道等においては、良好な沿道景観の形成を図りつつ、沿道立地型の 商業・サービス施設の立地促進を図ります。

〔土地利用の方針図〕

